

1－7：施行時特例市災害時相互応援に関する協定（施行時特例市）

（趣旨）

第1条 本協定に参加するいざれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次とおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

（ブロック体制）

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。
- 3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

（幹事市等）

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

- 2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。
- 3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。
- 4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。
- 5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

（応援要請の手続き）

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等

- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。

3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。

4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第10条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第12条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その3か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

(協議)

第13条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

2 本協定は、令和2年4月1日より効力を有する。

令和2年2月17日

別表1

(第1条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表2

(第3条関係)

施行時特例市災害時相互応援に関する協定 ブロック体制

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—